

旭川大学をベースとした公立大学の設置に 係る附帯決議を踏まえた整理について

令和 2 年 1 0 月
旭川市総合政策部



【目次】

▶ 1	はじめに	1
▶ 2	検討経過	2
▶ 3	学校法人旭川大学の状況	
	(1) 学校法人旭川大学の沿革	4
	(2) 学校法人旭川大学の現状	5
▶ 4	公立大学設置検討に係る本市の現状	10
▶ 5	公立大学設置の意義等	
	(1) 公立大学設置の意義	13
	(2) 学生確保の可能性	14
	(3) 運営収支の見込【★附帯決議項目3関係】	15
▶ 6	目指す公立大学像	
	(1) 公立大学の理念案【★附帯決議項目1関係】	20
	(2) 学部等の構成【★附帯決議項目4関係】	21
	(3) 公立大学の運営体制【★附帯決議項目2関係】	23
	(4) 役員及び教職員の体制【★附帯決議項目5・6関係】	27
▶ 7	その他	
	(1) 学校法人旭川大学における法人分離後の高校等の運営等	30
	(2) 名寄市立大学との関係	31
	(3) 今後のスケジュール	32
▶ 8	おわりに	33

1 はじめに

平成22年、東海大学旭川キャンパスの閉鎖が決まったことを受け、平成23年に旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会が設立され、4万3千筆の市民等の署名や市に対する要望書が提出されたことを契機として、本市における高等教育機関である公立大学の設置についての検討が始まった。

平成25年度に、庁内において、大学の新設に際し、初期投資による後年度負担、学生の確保、地域内の人材需要などの課題整理を行い、平成26年度には、これらの課題に対する検討を、旭川市の高等教育を考える会議を開催して行ってきた。こうした動きと並行して、平成25年2月に、学校法人旭川大学から市に対して、公立大学設置検討に当たっての協議に関する要望書が提出され、続く平成28年2月には、旭川大学の公立大学法人化の推進に関する要望書の提出があった。こうした経過により、旭川大学を公立化するとともにものづくり系学部を新設するといった検討を進めることとなり、市から旭川大学に対して、「法人分離」、「予定されている耐震化の実施」、「学部・学科等の見直し」、「ものづくり系学部等の設置」といった4つの条件を示し、回答を求めた。

学校法人旭川大学から回答があった平成28年度以降は、千人規模の学生を有する旭川大学を失うことは、今後のまちづくりにとってマイナスとなりかねないといった認識のもと、単に公立化するだけではなく、既存学部の見直しや新学部の設置などを行うことで、旭川大学をベースとしつつも発展的な公立大学を設置するとの考えで、旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会での意見聴取、市民等へのアンケート調査や外部の専門機関による公立大学法人化可能性調査を行ってきた。また、市議会においては、市側の検討状況と並行する形で、平成29年3月に旭川大学の市立化等調査特別委員会が設置され、幅広い視点から様々な質疑を受けてきた。平成31年3月には、特別委員会の最終報告に至ったが、委員会としての意見の集約は見送られ、各会派及び無所属の意見、課題がそれぞれ付された形となった。こうした経過を踏まえ、令和元年度は、改めて課題の整理を行い、本年1月の総務常任委員会でその結果を報告したのちに、旭川大学をベースとした公立大学の設置準備に係る予算案を議会に提案するに至った。市議会における様々な議論を経た結果、予算案は可決されたものの、公立大学の理念などの6項目について改めて議会に対して説明を行い、理解を得てから予算執行を行う旨の附帯決議が付されたところである。

今年度は、下の囲みにある附帯決議の各項目について整理することとなったが、整理を進めるに当たっては、改めて本市の現状などを踏まえ公立大学設置の意義や、法人分離に伴う財産分与など、6項目以外の課題も含めた形で整理した方が、旭川大学をベースとした公立大学設置についてのこれまでの議論経過が網羅されたより理解しやすい形になるものと考えたところである。

本報告書は、これまでの経過を踏まえ、附帯決議の内容も含めた形で、改めて総括的に整理したものである。

◇附帯決議の内容(旭川市令和2年第1回定例会 附帯決議第1号 議案第34号令和2年度旭川市一般会計予算に対する附帯決議)

公立大学の設置については、現時点で議会が判断を行うために必要な説明責任が十分に果たされたとは言えない状況である。

よって、次の事項について、改めて議会に対し説明を行い、議会の理解を得てから高等教育機関設置準備費130万円の予算執行を行うこと。

また、それまでの間、既存の大学法人が、法人分離の手続きを進めることがないよう措置を講じること。

- 1 公立大学の理念
- 2 公立大学設置後の運営体制及び市の関わり方
- 3 長期的な運営収支の明確化
- 4 地域創造デザイン学部の新設に対する考え方及び教育課程の概要
- 5 現大学執行部の処遇と今後の設立作業への関わり方
- 6 教授、職員等の採用についての具体的考え方（職員採用及び教授選考に当たっての基準など）

2 検討経過

○東海大学旭川キャンパス閉校などにより、ものづくり大学を設置することについて検討開始

日付	事項	内容等
平成22年	東海大学旭川キャンパス募集停止及び閉鎖報道	東海大学旭川キャンパスの芸術工学部について、平成23年度限りで募集停止し、平成25年度末に閉鎖。平成24年度に芸術工学部に代わり、札幌キャンパスの国際文化学部にてデザイン文化学科を新設。
平成23年11月24日	旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会から要望書提出	(要望要旨) デザイン、木工芸、建築関連、金属工芸、農業、食品関連産業など、広く「ものづくり」を建学の精神に据えた公立大学開設に向けた具体的な検討
平成24年11月29日	旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会から要望書の提出～約4万3千筆の署名あり	(要望要旨) 公立「ものづくり大学」に係る調査費の予算計上と、議論の場の設置について
平成25年2月20日	学校法人旭川大学から要望書の提出	(要望要旨) 旭川市における公立大学設置検討に当たり、次世代のための新たな大学の在り方を旭川大学と共に再創造するための協議に関する要望について
平成28年2月2日	学校法人旭川大学から要望書の提出	(要望要旨) 旭川大学の公立大学法人化の推進に関する要望について

○旭川大学をベースとした公立大学を設置し、ものづくり系の学部を新設することについて検討開始

<平成28年度から平成30年度までの市側の対応>

日付	事項	内容等
平成28年4月	学校法人旭川大学に対して4条件の提示	学校法人旭川大学に対して4条件（法人分離、予定している耐震化、学部・学科等の見直し、ものづくり系学部等の設置）を提示
平成29年4月6日	学校法人旭川大学から回答文書を受領	本市が学校法人旭川大学に対して提示している4つの条件の検討状況に関する文書を受領
平成29年2月2日～平成31年1月26日	◆旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会の開催（第1回～第6回）	・公立大学の設置検討に関わる経過のほか、学校法人旭川大学の状況や公立大学の状況、学校法人旭川大学理事長からの4条件（法人分離、予定している耐震化、学部・学科等の見直し、ものづくり系学部等の設置）に関する回答状況、市民アンケート等の結果等について意見交換
平成30年4月～7月	学校法人旭川大学、旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会、旭川市で協議を実施	学部等の見直しについて学校法人旭川大学と旭川市の2者協議を、ものづくり系の学部等の内容について旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会を加えた3者協議を実施
平成30年8月～11月	旭川大学等公立大学法人化可能性調査業務の実施	旭川大学の公立化に関して、学生確保や運営収支の見込み、新学部に関する助言、開学スケジュールの整理などについて委託により実施

※旭川大学をベースとした公立大学設置に関して市に要望書を提出された団体等

- ・旭川商工会議所（平成30年7月30日、令和元年8月8日、令和2年7月2日）
- ・旭川市老人福祉施設協議会、道北地区老人福祉施設協議会（平成30年8月1日）
- ・旭川市知的障がい施設連絡会（平成30年12月27日）
- ・あさひかわ商工会、北海道中小企業家同友会道北あさひかわ支部（平成31年3月20日）

<市議会における調査特別委員会の対応>

日付	事項	内容等
平成29年3月24日～ 平成31年3月15日	◇旭川大学の市立化等調査特別委員会の開催 (第1回～第24回)	<ul style="list-style-type: none"> 旭川大学をベースとした公立大学設置に至る検討経過をはじめ、有識者懇談会における意見の内容及び結果、市民アンケート等の結果、2者協議・3者協議の結果、旭川大学等公立大学法人化可能性調査業務の結果等について集中質疑 平成30年9月、平成31年1月に、市長に対する直接質疑
平成31年3月22日	◇旭川大学の市立化等調査特別委員会最終報告書について委員長報告	<p>公立大学設置の利点について認識は一致したが、経営見通しなどの課題が多くある中、判断は困難であり、委員会として意見の集約は見送らざるを得ないとの結論</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市としても生き残りをかけた抜本的な見直しを行う意思と覚悟が必要 開学に向けたスケジュールについては、公立化とともに新学部を設置する同時開学が望ましいが、(中略)状況によっては公立化を先行し、新学部設置をその後に行うなど段階的な実施も検討すべき 旭川大学の公立化が本市にどのようなメリットをもたらすと捉え、ものづくり系学部の新設に力を入れる理由やその卒業生の進路についてどのような将来性があると考えなのか 旭川大学の法人分離後、残される高等学校や幼稚園、専門学校の経営の見通しについて課題がある 学部学科の内容が類似する名寄市立大学との協議と合意形成について課題がある 公立化後の旭川大学の施設整備について課題がある 国の運営交付金が減少傾向にあることを踏まえた経営見通しについて課題がある 学生の進学先として選ばれていない既存学部については見直しが必要である

<平成31年度以降の対応>

日付	事項	内容等
平成31年4月26日	定例記者会見	旭川大学をベースとした公立大学について引き続き検討を進めていくことを表明
令和元年6月	大学公立化に係る担当職員の配置	大学公立化担当部長及び担当職員2名の合計3名を配置し、旭川大学と継続して協議
令和2年1月21日	公立化に係る課題の整理結果を総務常任委員会で報告	「旭川大学をベースとした公立大学の設置に係る課題整理の結果について」に基づく報告
令和2年2月6日	令和2年度予算記者発表	旭川大学をベースとした公立大学の設置について表明し、令和2年度当初予算に関連予算を計上
令和2年3月26日	令和2年第1回定例市議会	旭川大学をベースとした公立大学の設置に関わる予算が可決されるも、予算の執行に当たっての条件を付す附帯決議が可決される

3 学校法人旭川大学の状況

(1) 学校法人旭川大学の沿革

年 月	内 容
明治31年(1898年)10月	旭川裁縫専門学校として発足
明治37年(1904年)6月	旭川裁縫女学校と改称
明治41年(1908年)4月	旭川女学校と改称
大正4年(1915年)12月	旭川女学校附属幼稚園を開設
大正12年(1923年)4月	旭川女学校を旭川実科高等女学校と改称
昭和23年(1948年)4月	財団法人旭川共立学園を設立, 旭川共立女子高等学校と改称
昭和26年(1951年)3月	学校法人旭川共立学園と変更
昭和27年(1952年)4月	旭川女子高等学校と改称
昭和39年(1964年)4月	旭川日本大学高等学校(女子部・男子部)と改称, 旭川女子短期大学を開設
昭和43年(1968年)4月	学校法人北日本学院大学と改称, 北日本学院大学高等学校と改称, 北日本学院大学女子短期大学部と改称, 北日本学院大学(経済学部)を開設
昭和45年(1970年)5月	学校法人旭川大学と改称, 旭川大学高等学校と改称, 旭川大学女子短期大学部と改称, 旭川大学と改称, 旭川大学附属幼稚園と改称
昭和52年(1977年)4月	旭川大学地域研究所設置, 高校女子部・男子部の統合
昭和62年(1987年)4月	旭川大学情報ビジネス専門学校を開設
平成11年(1999年)4月	大学院修士課程を開設
平成20年(2008年)4月	旭川大学に保健福祉学部を設置
平成23年(2011年)4月	旭川大学短期大学部へ名称変更
平成31年(2019年)4月	旭川大学女子短期大学部開学55周年, 旭川大学開学50周年, 旭川大学大学院開学20周年

※ 学校法人旭川大学のホームページから主なものを抜粋

(2) 学校法人旭川大学の現状

○ 旭川大学における学生の定員・現員・充足率の推移

(各年度5月1日現在, 単位:人)

学部・学科等		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
大学院	定員・現員	14	12	14	7	14	9	14	10	14	5	14	7
	充足率	85.7%		50.0%		64.3%		71.4%		35.7%		50.0%	
経済学部													
経営経済学科	定員・現員	400	330	400	320	400	327	400	336	400	353	400	366
	充足率	82.5%		80.0%		81.8%		84.0%		88.3%		91.5%	
保健福祉学部													
コミュニティ福祉学科	定員・現員	220	133	200	113	180	107	160	109	160	104	160	110
	充足率	60.5%		56.5%		59.4%		68.1%		65.0%		68.8%	
保健看護学科	定員・現員	240	274	240	290	240	270	240	272	240	251	240	248
	充足率	114.2%		120.8%		112.5%		113.3%		104.6%		103.3%	
学部全体の定員・現員		460	407	440	403	420	377	400	381	400	355	400	358
学部全体の充足率		88.5%		91.6%		89.8%		95.3%		88.8%		89.5%	
大学全体の定員・現員		860	737	840	723	820	704	800	717	800	708	800	724
大学全体の充足率		85.7%		86.1%		85.9%		89.6%		88.5%		90.5%	

◎大学全体の充足率は80%を超えており、保健看護学科は定員を超えて学生を確保している。一方、コミュニティ福祉学科については、60%前後の充足率で推移している。なお、コミュニティ福祉学科は、平成27年度から1学年の定員を60名から40名に変更している。

○ 旭川大学短期大学部における学生数の定員・現員の推移

(各年度5月1日現在, 単位:人)

学部・学科等	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	
生活学科													
生活福祉専攻 ※	定員・現員	100	33	100	37	100	42	100	28	100	20	50	11
	充足率	33.0%		37.0%		42.0%		28.0%		20.0%		22.0%	
食物栄養専攻	定員・現員	100	93	100	93	100	99	100	89	100	94	100	87
	充足率	93.0%		93.0%		99.0%		89.0%		94.0%		87.0%	
学科全体の定員・現員		200	126	200	130	200	141	200	117	200	114	150	98
学科全体の充足率		63.0%		65.0%		70.5%		58.5%		57.0%		65.3%	
幼児教育学科	定員・現員	200	149	200	158	200	177	200	136	200	155	200	168
	充足率	74.5%		79.0%		88.5%		68.0%		77.5%		84.0%	
短期大学部全体の定員・現員		400	275	400	288	400	318	400	253	400	269	350	266
短期大学部全体の充足率		68.8%		72.0%		79.5%		63.3%		67.3%		76.0%	

※ 生活学科生活福祉専攻は、令和2年度以降の入学生募集を停止

◎ 短大全体の充足率については、約60%から約80%程度で推移しており、年度により学生の充足率に差がある。令和元年度の入学生を最後に募集を停止した生活学科生活福祉専攻を除くと、直近の充足率は85%である。

○ 旭川大学及び同短期大学部における出身地別の入学者数，勤務地別の就職決定者数の推移

※表中の「入学者」は，出身高校の所在地による。また，就職決定者のうち，勤務地未定の場合は本社所在地に区分して集計。

「上川中部8町」は，鷹栖町，東神楽町，比布町，当麻町，愛別町，上川町，東川町，美瑛町を指し，「割合」は，少数第2位を四捨五入。

<旭川大学における出身地別の入学者数，勤務地別の就職決定者数の推移及び学生数に占める割合>

出身地別の入学者数	入学年度					合計 (5か年度)	割合 (5か年度)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
道内全体 (⑥)=(④+⑤)	178	159	179	150	172	838	91.6%
上川管内全体 (④)=(①+②+③)	117	95	118	102	119	551	60.2%
旭川市 (①)	100	81	100	89	106	476	52.0%
①以外の上川中部8町 (②)	7	8	10	6	6	37	4.0%
①，②以外の上川管内 (③)	10	6	8	7	7	38	4.2%
④以外の道内 (⑤)	61	64	61	48	53	287	31.4%
道外その他 (⑦)	20	15	10	14	18	77	8.4%
入学者数 合計 (⑥+⑦)	198	174	189	164	190	915	100.0%

勤務地別の就職決定者数	卒業年度					合計 (5か年度)	割合 (5か年度)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
道内全体 (⑥)=(④+⑤)	137	141	97	155	125	655	86.1%
上川管内全体 (④)=(①+②+③)	77	83	55	93	65	373	49.0%
旭川市 (①)	67	64	48	76	52	307	40.3%
①以外の上川中部8町 (②)	4	16	4	6	9	39	5.1%
①，②以外の上川管内 (③)	6	3	3	11	4	27	3.5%
④以外の道内 (⑤)	60	58	42	62	60	282	37.1%
道外その他 (⑦)	19	29	19	13	26	106	13.9%
就職決定者数 合計 (⑥+⑦)	156	170	116	168	151	761	100.0%

◎旭川大学の入学者数のうち，旭川市からの入学者の割合は50%程度で推移しており，上川管内全体では60%程度を占めている。
また，卒業生の就職決定者のうち，旭川市に就職している割合は40%前後で推移しており，上川管内全体では50%前後で推移している。

＜旭川大学短期大学部における出身地別の入学者数，勤務地別の就職決定者数の推移及び学生数に占める割合＞

出身地別の入学者数	入学年度					合計 (5か年度)	割合 (5か年度)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
道内全体 (⑥)=(④+⑤)	107	144	133	99	143	626	98.7%
上川管内全体 (④)=(①+②+③)	83	121	107	82	113	506	79.8%
旭川市 (①)	63	92	92	67	87	401	63.2%
①以外の上川中部8町 (②)	6	11	8	9	9	43	6.8%
①,②以外の上川管内 (③)	14	18	7	6	17	62	9.8%
④以外の道内 (⑤)	24	23	26	17	30	120	18.9%
道外その他 (⑦)	2	1	1	3	1	8	1.3%
入学者数 合計 (⑥+⑦)	109	145	134	102	144	634	100.0%

勤務地別の就職決定者数	卒業年度					合計 (5か年度)	割合 (5か年度)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
道内全体 (⑥)=(④+⑤)	117	90	130	110	89	536	96.2%
上川管内全体 (④)=(①+②+③)	91	69	97	85	73	415	74.5%
旭川市 (①)	75	55	80	71	66	347	62.3%
①以外の上川中部8町 (②)	4	4	5	6	3	22	3.9%
①,②以外の上川管内 (③)	12	10	12	8	4	46	8.3%
④以外の道内 (⑤)	26	21	33	25	16	121	21.7%
道外その他 (⑦)	3	8	1	5	4	21	3.8%
就職決定者数 合計 (⑥+⑦)	120	98	131	115	93	557	100.0%

◎旭川大学短期大学部の入学者のうち，旭川市からの入学者の割合は60%程度であり，上川管内全体では80%程度を占めている。
また，卒業生の就職決定者のうち，旭川市に就職している割合は60%前後で推移しており，上川管内全体では70%を超えている。

○ 旭川大学及び同短期大学部の財務状況

(各年度決算, 単位: 円)

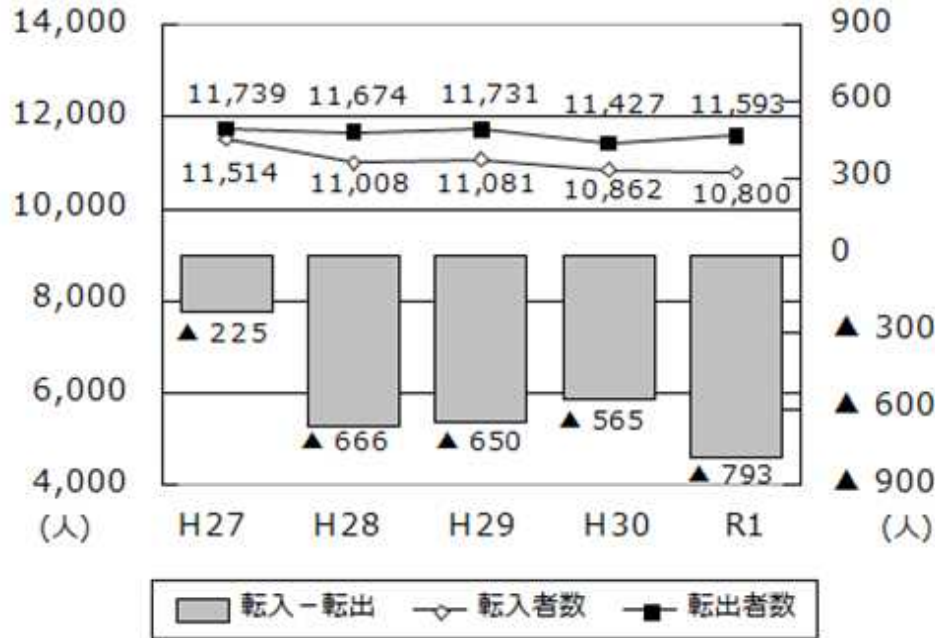
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
旭川大学	事業活動収入 (A)	1,014,991,913	1,009,441,018	966,124,532	1,272,628,355	947,465,869
	事業活動支出 (B)	1,088,624,763	1,067,879,814	1,012,004,295	1,064,602,762	1,025,873,056
	法人本部負担金支出額 (C)	10,622,116	10,995,885	9,239,955	▲ 9,067,231	▲ 5,482,541
	基本金組入前当年度収支差額 (D)=(A-B-C)	▲ 84,254,966	▲ 69,434,681	▲ 55,119,718	217,092,824	▲ 72,924,646
	基本金組入額合計 (E)	▲ 63,907,827	▲ 48,747,881	▲ 47,160,891	▲ 212,168,113	0
	当年度収支差額 (D+E)	▲ 148,162,793	▲ 118,182,562	▲ 102,280,609	4,924,711	▲ 72,924,646

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
短期大学部	事業活動収入 (A)	353,090,731	384,919,412	561,833,040	321,047,202	361,829,474
	事業活動支出 (B)	402,512,061	409,197,843	381,037,287	386,903,367	400,637,718
	法人本部負担金支出額 (C)	5,791,760	5,618,286	3,157,757	▲ 3,018,169	▲ 2,865,553
	基本金組入前当年度収支差額 (D)=(A-B-C)	▲ 55,213,090	▲ 29,896,717	177,637,996	▲ 62,837,996	▲ 35,942,691
	基本金組入額合計 (E)	▲ 71,021,295	▲ 58,904,343	▲ 383,753,123	▲ 6,023,061	0
	当年度収支差額 (D+E)	▲ 126,234,385	▲ 88,801,060	▲ 206,115,127	▲ 68,861,057	▲ 35,942,691

◎ 学校法人会計基準が変更された平成27年度以降の過去5年間分の財務状況は、学生数などにより各年度で変動はあるものの赤字傾向にある。

4 公立大学設置検討に係る本市の現状

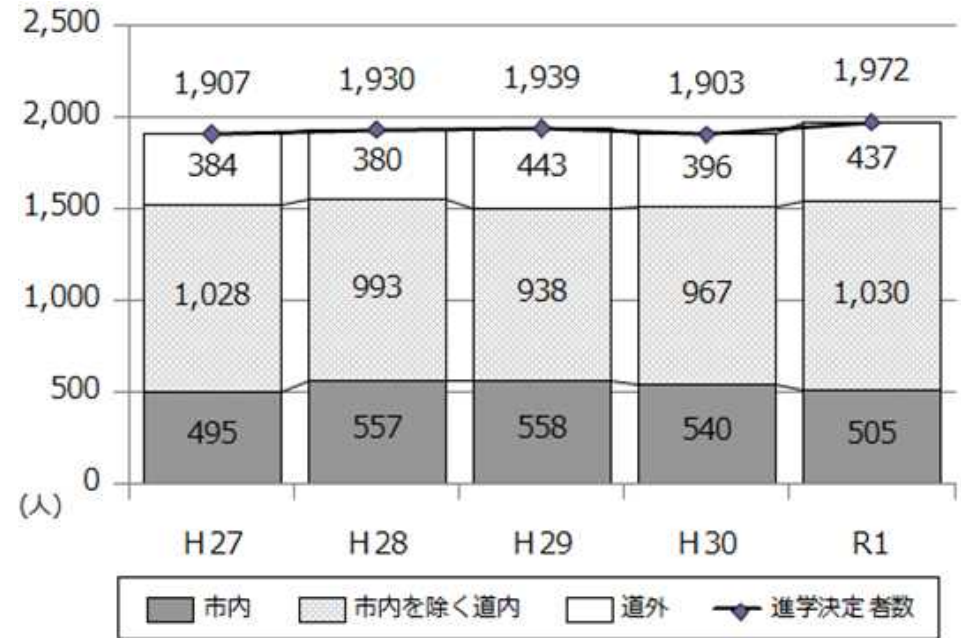
○ 本市の転入者数及び転出数推移(各年1～12月)



※住民基本台帳を基に作成

○ 市内高等学校卒業者のうち進学決定者の進学先推移(各年度)

※進学決定者=大学、及び短大、工業高等専門学校、専門学校への進学者



※本市経済部資料を基に作成

◎本市においては、転出超過の傾向が続いている。特に、市内高等学校卒業者のうち進学決定者の約7割が市外へ進学している状況にあり、若者の市外流出の抑制が大きな課題になっている。仮に、市内の高等教育機関が更に減少した場合には、より多くの若者が市外へと流出し、地域における人材の供給が困難となる可能性がある。

○ 中核市における人口及び大学・短期大学の学生数の状況

住民基本台帳登録人口(㉔)

(単位:人)

	都市名	人口
1	船橋市	636,539
	鹿児島市 ほか30市	
33	旭川市	338,558
	前橋市 ほか9市	
44	函館市	260,174
	佐世保市 ほか6市	
52	鳥取市	188,739

大学及び短期大学の学生数(㉕)

(単位:人)

	都市名	学生数
1	八王子市	94,012
	西宮市 ほか41市	
44	函館市	3,973
	岡崎市	
46	旭川市	3,348
	八尾市 ほか4市	
52	いわき市	1,862

人口に占める学生数の割合(㉕/㉔×100)

(単位:%, 少数第3位四捨五入)

	都市名	割合
1	八王子市	16.73
	西宮市 ほか37市	
40	函館市	1.53
	柏市 ほか6市	
48	旭川市	0.99
	岡崎市 ほか2市	
52	横須賀市	0.55

※宇都宮市 令和元年度中核市行政水準調査を基に作成

※掲載していない中核市:8市(秋田, 川口, 高槻, 明石, 下関, 那覇は学生数のデータがないため, 水戸, 吹田は令和2年度から中核市になったため)

- ◎ 宇都宮市調査で数値が明らかになっている中核市52市について、旭川市の人口は、52市中33番目と真ん中よりやや下位に位置するものの、大学及び短期大学の学生数では52市中46番目と下位に位置する。
- ◎ 旭川市よりも学生数が少ない市は、いわき・八尾・八戸・呉・尼崎・横須賀の6市のみとなるが、人口に占める学生数の割合で比較すると、旭川市は、52市中48番目とさらに下位に位置する。旭川市よりも割合が低いのは、いわき、岡崎、尼崎、横須賀の4市のみである。
- ◎ 道内の中核市である函館市と比較した場合、旭川市は、函館市よりも人口が多いものの、学生数及び人口に占める学生数の割合はいずれも少なく、一定の都市規模を有する日本最北の中核市として、人材を確保しながら都市機能を維持していく必要がある。

○ 地域における労働力の状況

※下の表は、ハローワーク旭川で公表している「求人・求職バランスシート（パート除く常用）」資料に基づいて、令和元年8月から令和2年8月までの有効求人倍率の平均が1.5以上で、かつ平均有効求人数が100人以上の職種について、令和2年8月の有効求人数が多い順に整理している。

職種	上段の単位：人 下段の単位：倍		令和元年					令和2年								有効求人 倍率の平均													
			8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月														
ホームヘルパー、ケアワーカー	有効求人数	有効求職数	542	184	557	186	592	173	587	160	566	147	537	158	539	160	594	180	581	164	577	140	568	155	596	146	612	152	3.57
	有効求人倍率		2.95	2.99	3.42	3.67	3.85	3.40	3.37	3.30	3.54	4.12	3.66	4.08	4.03														
自動車運転手	有効求人数	有効求職数	263	113	240	116	244	122	247	120	238	108	212	112	218	115	243	125	250	160	235	149	240	154	235	145	243	123	1.90
	有効求人倍率		2.33	2.07	2.00	2.06	2.20	1.89	1.90	1.94	1.56	1.58	1.56	1.62	1.98														
看護師、保健師等	有効求人数	有効求職数	221	169	237	161	235	152	236	147	217	126	245	137	257	141	247	147	201	143	197	124	217	119	242	125	235	136	1.65
	有効求人倍率		1.31	1.47	1.55	1.61	1.72	1.79	1.82	1.68	1.41	1.59	1.82	1.94	1.73														
建築・土木・測量技術者	有効求人数	有効求職数	216	39	213	37	216	38	215	37	201	37	184	43	190	40	194	36	198	40	206	37	209	38	218	44	226	42	5.31
	有効求人倍率		5.54	5.76	5.68	5.81	5.43	4.28	4.75	5.39	4.95	5.57	5.50	4.95	5.38														
調理人、調理見習	有効求人数	有効求職数	215	97	226	95	242	102	217	79	203	67	180	61	198	72	200	87	181	83	184	93	199	102	210	114	224	112	2.36
	有効求人倍率		2.22	2.38	2.37	2.75	3.03	2.95	2.75	2.30	2.18	1.98	1.95	1.84	2.00														
保育士、福祉相談員等	有効求人数	有効求職数	215	88	237	81	256	91	245	91	238	95	222	87	244	88	241	99	216	109	193	111	208	90	193	87	205	88	2.44
	有効求人倍率		2.44	2.93	2.81	2.69	2.51	2.55	2.77	2.43	1.98	1.74	2.31	2.22	2.33														
建設・土木作業員	有効求人数	有効求職数	180	23	166	23	179	22	181	22	127	23	121	28	126	24	165	31	185	31	177	25	194	30	196	27	193	26	6.62
	有効求人倍率		7.83	7.22	8.14	8.23	5.52	4.32	5.25	5.32	5.97	7.08	6.47	7.26	7.42														
販売店員、訪問販売員	有効求人数	有効求職数	231	126	224	126	263	138	256	132	250	131	200	126	210	120	202	128	187	120	176	126	205	122	192	131	190	139	1.67
	有効求人倍率		1.83	1.78	1.91	1.94	1.91	1.59	1.75	1.58	1.56	1.40	1.68	1.47	1.37														
営業員	有効求人数	有効求職数	213	101	231	94	217	93	215	82	188	73	193	71	192	70	191	69	175	75	176	69	186	75	188	76	184	77	2.50
	有効求人倍率		2.11	2.46	2.33	2.62	2.58	2.72	2.74	2.77	2.33	2.55	2.48	2.47	2.39														
営業・販売事務員	有効求人数	有効求職数	223	30	225	27	226	21	182	19	184	17	182	21	175	20	176	29	169	28	173	26	163	22	164	24	163	21	8.09
	有効求人倍率		7.43	8.33	10.76	9.58	10.82	8.67	8.75	6.07	6.04	6.65	7.41	6.83	7.76														
大工・左官	有効求人数	有効求職数	141	23	144	22	149	24	139	22	114	24	123	36	109	35	128	40	128	33	125	33	135	29	130	28	137	28	4.73
	有効求人倍率		6.13	6.55	6.21	6.32	4.75	3.42	3.11	3.20	3.88	3.79	4.66	4.64	4.89														
医療技術者、栄養士等	有効求人数	有効求職数	163	72	162	71	162	66	153	65	140	50	135	65	150	62	149	72	139	75	131	71	136	59	130	59	135	69	2.22
	有効求人倍率		2.26	2.28	2.45	2.35	2.80	2.08	2.42	2.07	1.85	1.85	2.31	2.20	1.96														
その他の製造加工作業員	有効求人数	有効求職数	194	92	212	93	181	98	181	91	126	84	98	92	89	97	100	109	120	96	106	84	96	76	124	80	119	79	1.50
	有効求人倍率		2.11	2.28	1.85	1.99	1.50	1.07	0.92	0.92	1.25	1.26	1.26	1.55	1.51														
給仕、接客サービス員	有効求人数	有効求職数	213	77	202	78	193	79	194	76	187	69	123	68	134	73	141	76	111	90	76	92	69	100	79	100	87	96	1.77
	有効求人倍率		2.77	2.59	2.44	2.55	2.71	1.81	1.84	1.86	1.23	0.83	0.69	0.79	0.91														

◎有効求人倍率が減少傾向にあるものも見られるが、総じて人材供給が不足している。

◎現旭川大学・同短期大学部において養成されている「看護師、保健師等」「保育士、福祉相談員等」「医療技術者、栄養士等」についても、求人数に対する求職数の不足が継続している。

5 公立大学設置の意義等

(1) 公立大学設置の意義

※前項等を踏まえて、改めて、本市における公立大学設置の意義について、次のとおり整理した。

旭川大学をベースとした公立大学の設置検討に至った経緯

ア 市民の会からの要望

平成22年、東海大学旭川キャンパスの閉鎖が決定したことを受け、平成23年に旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会が設立され、署名や要望書が提出されたことを契機に公立大学の設置について検討開始。

イ 学校法人旭川大学からの要望

平成25年に、学校法人旭川大学から市に対して、公立大学設置検討に当たっての協議に関する要望書が提出され、平成28年に、旭川大学の公立大学法人化の推進に関する要望書の提出があった。

ウ 検討の方向性

公立大学を新設する場合は、施設整備等に係る市の財政負担などの課題があることや、一方では旭川大学を公立化することで定員充足を満ちし経営の安定化が期待できることから、これらを総合的に勘案し、旭川大学を公立化するとともにものづくり系学部を新設するといった検討を開始している。

公立大学の設置検討に関わる地域の現状

ア 若者の市外への流出

若年層が市外へ流出する傾向が継続しており、高等学校の卒業生においては、約74%(令和元年度：1,972人中1,467人)が進学先として市外の高等教育機関を選択しており、こうした状況が継続している。

イ 現旭川大学における定員未充足

現旭川大学・同短期大学部では、定員を満ちしていない状況が継続しており、令和2年度の定員充足率は、約86%(収容定員1,164人、現員997人)である。定員未充足の状況は、現旭川大学の経営にも影響を及ぼしているとともに、150人以上の学生を収容できる余地がある。

ウ 福祉・看護分野などにおける人材不足

地域における人材が不足している状況にあり、令和2年8月のパートを除く有効求人倍率では、看護師等が1.73倍、医療技術者・栄養士等が1.96倍、保育士・福祉相談員等が2.33倍である。

エ 顕在化する地域課題

少子高齢化や子どもの貧困対策、地域経済の活性化など様々な地域課題や時代の変化に伴う課題が顕在化している。

オ 厳しい市の財政状況

令和元年度決算時点の財政調整基金は約38億円であり、施設整備を伴う公立大学を新設するには厳しい財政状況にある。

本市における公立大学設置の意義

○公立化により、地域の若者をはじめ全国からも若者が多く集まることで、地域の賑わい向上や活性化につなげる。

- ①他の公立化した大学の事例では、志願倍率が上昇し、学生を安定的に確保することができている。
- ②学生がより低廉な学費で学ぶことができることになり、これまで経済的な理由で進学を断念していた学生に対する進学機会の提供につながる。
- ③公立化による志願倍率の上昇で、地域の学生が入学できなくなる懸念があるが、地域枠の設定により、一定の地域の学生を受け入れることができる。

○地域で活躍する人材を育成し、この地域への定着を図っていくことで、持続的なまちづくりを行う。

- ①公立化後も地域が必要としている人材の育成を行うとともに、新学部を設置することにより、地域を牽引することができる人材を育成する。
- ②在学中の学びを通じて地域を深く知るとともに、産学官が一体となって、取組を進めることで卒業生の地元定着を進めていく必要がある。

○公立大学の設置により、まちの競争力や魅力が高まる。

- ①教育・研究機関としてだけでなく、地域の課題に取り組むなど知の拠点の役割を果たしていく。
- ②旭川大学をベースとした公立大学の設置に当たっては、国からの地方交付税を原資とした運営交付金の範囲内で安定的な大学運営を行う。

(2) 学生確保の可能性

○他地域における私立大学の公立化の動向 ※文部科学省「私立大学の公立化に際しての経済上の影響分析及び公立化効果の「見える化」に関するデータ」を基に作成

公立化の年度	大学名(設置者)	公立化前年度の志願倍率 (各年度)	公立化初年度の志願倍率 (各年度)	令和元年度の志願倍率 (公立化後の期間)
平成21年度	高知工科大学(高知県)	1.6(平成20年度)	12.6(平成21年度)	5.0(11年目)
平成22年度	静岡文化芸術大学(静岡県)	8.7(平成21年度)	11.9(平成22年度)	5.8(10年目)
平成22年度	名桜大学(北部広域市町村圏事務組合)	1.2(平成21年度)	2.7(平成22年度)	4.1(10年目)
平成24年度	公立鳥取環境大学(鳥取県,鳥取市)	1.7(平成23年度)	10.0(平成24年度)	5.9(8年目)
平成26年度	長岡造形大学(長岡市)	1.8(平成25年度)	5.7(平成26年度)	5.1(6年目)
平成28年度	福知山公立大学(福知山市)	1.5(平成27年度)	33.4(平成28年度)	5.5(4年目)
平成28年度	山陽小野田市立山口東京理科大学(山陽小野田市)	7.4(平成27年度)	23.0(平成28年度)	8.3(4年目)
平成29年度	長野大学(上田市)	2.4(平成28年度)	10.0(平成29年度)	6.3(3年目)
平成30年度	公立諏訪東京理科大学(諏訪広域公立大学事務組合)	5.3(平成28年度)	7.9(平成30年度)	5.0(2年目)
令和元年度	公立千歳科学技術大学(千歳市)	5.0(平成30年度)	10.9(令和元年度)	10.9(1年目)

○市内高校2年生に対するアンケート(平成29年度実施)

		国公立	私立	特にない
①進学を希望する大学等の設置主体は	大学(1,383人)	928人(67.1%)	261人(18.9%)	194人(14.0%)
	短大(116人)	5人(4.3%)	65人(56.0%)	46人(39.7%)

		なる	ならない	わからない
③旭川大学・同短大が進学対象となるか	大学(1,332人)	354人(26.6%)	664人(49.8%)	314人(23.6%)
	短大(108人)	51人(47.2%)	24人(22.2%)	33人(30.6%)

		市内:①	札幌近郊:②	道内(①②含)	東京近郊:③	道外(③含)
②進学先として希望する地域はどこか	大学(1,378人)	175人(12.7%)	396人(28.7%)	378人(27.4%)	188人(13.6%)	429人(31.1%)
	短大(116人)	65人(56.0%)	23人(19.8%)	25人(21.6%)	2人(1.7%)	1人(0.9%)

○市外高校2年生に対するアンケート(平成30年度実施)

大学・短大 進学希望者 551人	旭川大学が 進学対象と なりえる 74人 (13%)	大学	経済学部への進学希望者	18人
		短大	保健福祉学部への進学希望者	23人
地域創造デザイン学部への進学希望者	12人			
生活学科食物栄養専攻への進学希望者	3人			
幼児教育学科への進学希望者	9人			
			無回答	9人

○旭川大学をベースとした公立大学の学生募集区分(想定)

		一般入試	推薦入試	うち地域枠	社会人	計
大学	経済学部経営経済学科	60名	40名	20名	若干名	100名
	保健福祉学部コミュニティ福祉学科	25名	15名	8名	若干名	40名
	保健福祉学部保健看護	35名	25名	13名	若干名	60名
短大	生活学科食物栄養専攻	25名	25名	13名	若干名	50名
	幼児教育学科	50名	50名	25名	若干名	100名
計		195名	155名	79名	-	350名

◎公設民営等の私立大学の公立化後の志願者の動向や、過去に行った市内及び市外の高校生2年生に対するアンケート調査を踏まえると、旭川大学をベースとした公立大学を設置した場合の学生確保は可能と考える。

◎学生の募集方法は、一般入試と推薦入試の割合をそれぞれ約5割程度の設定を想定している。なお、地域からの学生を受け入れるために設ける地域枠については、定員350名に対して79名の約23%と想定しており、道内の公立大学の地域枠の割合と比較して高めである。

(3) 運営収支の見込 【★附帯決議項目3 関係】

○ 運営収支の再試算に当たって

◎再試算の方法

- ・地方交付税の単位費用について、直近である令和2年度の理論値は、本年1月の報告の際に用いた額である令和元年度の理論値とほぼ同じであり、令和2年度の単位費用を含めた年平均増減率を計算すると鈍化し、その年平均増減率を用いて試算した場合、本年1月の報告よりも収支が改善することとなるが、比較の便宜上、本年1月の報告で用いた年平均増減率を踏襲する。ただし、短大家政・芸術系の単位費用については、より長期的な試算をする上で、減少率を加味した値を使用する。
- ・試算のパターンは、学生定員充足率100%・90%・110%の場合の3通りとする。
- ・令和2年度からの高等教育無償化実施に伴い、これまでの学部系統別の単位費用に加えて無償化に係る算定が別に設けられたが、前回報告した内容との比較が煩雑となることから、運営収支の試算においては高等教育無償化に係る内容は加味しない。

	期間	地方交付税単位費用の増減率	定員充足率
当初	12年間 (中期計画6年間×2)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・社会科学系(-0.91%) ,大学・家政芸術系(-0.74%) =平成25年度から令和元年度までの年平均増減率 ・大学・保健系(-1.34%) =平成29年度よりトップランナー方式が採用されているため、平成25年度から平成28年度までの年平均増減率 ・短大家政・芸術系 =平成25年度から令和元年度までの年平均増減率は0.22%であるが、据え置き 	100%

※当初 = 「旭川大学をベースとした公立大学設置に係る課題の整理結果（本年1月総務常任委員会報告資料）」

再試算の内容

①	30年間 (中期計画6年間×5)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・社会科学系, 大学・家政芸術系, 大学・保健系は“当初”と同様 ・より長期の運営収支を試算することになったため、短大家政・芸術系は591千円で据え置かず、減少傾向となる平成26年度から令和元年度までの年平均増減率(-0.20%)を加味 	100%
②	“①”と同様	“①”と同様	90%
③	“①”と同様	“①”と同様	110%

※②, ③では、既存学部の学生数を段階的に増減させ、4年目に全学年が定員の90%又は110%となるように設定している。

※②では、学生の充足率が90%とすることを加味して、志願倍率を1倍に設定している。

○ 試算に当たっての条件設定

◇新学部を設置：公立化後の2年後 / 試算期間：30年間(公立大学が定めなければならない中期目標6年間の5期分)

◇収入に影響する項目

・パターン①→定員充足率：100%，志願倍率：3倍 / パターン②→定員充足率：90%，志願倍率：1倍 / パターン③→定員充足率：110%，志願倍率：3倍
(単位：円/学生一人当たり)

		入学金	減免後入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	入学検定料	
大 学	経済学部	経営経済学科	300,000	210,000	535,800	—	—	17,000
	保健福祉学部	コミュニティ福祉学科	300,000	210,000	535,800	100,000	100,000	17,000
		保健看護学科	300,000	210,000	535,800	150,000	150,000	17,000
	地域創造 デザイン学部	ものづくりデザイン学科	300,000	210,000	535,800	—	—	17,000
		地域社会デザイン学科	300,000	210,000	535,800	—	—	17,000
大 学 院	経済学研究科地域政策専攻	300,000	210,000	535,800	—	—	17,000	
短期大学部	生活学科食物栄養専攻	200,000	140,000	390,000	100,000	110,000	18,000	
	幼児教育学科	200,000	140,000	390,000	100,000	88,000	18,000	

・地方交付税における単位費用の推移

(単位：千円/学生一人当たり)

	1年目	2年目	3年目 新学部設置	4年目	5年目	6年目 新学部完成	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	20年目	30年目
大学:社会科学系	210	208	206	204	203	201	199	197	195	193	192	190	177	161
大学:家政芸術系	809	803	797	791	785	779	774	768	762	757	751	746	702	652
大学:保健系	1,668	1,646	1,624	1,602	1,580	1,559	1,538	1,518	1,497	1,477	1,457	1,438	1,291	1,128
短大:家政芸術系	590	589	587	586	585	584	583	582	580	579	578	577	568	557

※短大・家政芸術系について、旭川大学をベースとした公立大学設置に係る課題の整理結果(本年1月総務常任委員会報告資料)では、59万1千円で据え置き。

◇支出に影響する項目

・人件費

現旭川大学・短大の教員		現旭川大学・短大の職員	
専任(再任用を含む)	特任	専任・再任用	特任
市が設置している公立大学法人の多くが採用している基準と同水準		現旭川大学と同水準	
		旭川市行政職と同水準	現旭川大学と同水準

	現在の専任教職員	現在の再任用教職員	現在の特任教職員	+	公立化時点での増員	+	新学部設置時点での増員
教員数	35人	4人	38人		職員数 4人		基準上必要な教員数 19人
職員数	21人	3人	14人				加配する教員数 3人
計	56人	7人	52人				職員数 4人

853,946千円/年

1,095,819千円/年

・光熱水費など人件費以外の支出：学校法人旭川大学の平成28年度から30年度までの3期平均などに基づき設定

① 定員充足率：100%，志願倍率：3倍

(単位:百万円)

	1年目	2年目	3年目 新学部設置	4年目	5年目	6年目 新学部完成	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	20年目	30年目
収入(A)	1,545	1,538	1,648	1,730	1,811	1,891	1,884	1,876	1,868	1,860	1,853	1,846	1,790	1,727
内運営交付金	698	691	730	769	807	845	837	829	821	814	807	799	743	680
支出(B)	1,419	1,419	1,702	1,741	1,780	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818
内人件費	854	854	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096
収支(A-B)	126	119	▲ 54	▲ 11	31	73	66	58	50	42	35	28	▲ 28	▲ 91

【参考】旭川大学をベースとした公立大学設置に係る課題の整理結果（本年1月総務常任委員会報告資料）時点の試算結果

(単位:百万円)

	1年目	2年目	3年目 新学部設置	4年目	5年目	6年目 新学部完成	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
収入(A)	1,545	1,539	1,649	1,731	1,813	1,893	1,886	1,879	1,871	1,864	1,857	1,850
内運営交付金	698	692	731	770	809	847	839	832	824	817	810	803
支出(B)	1,419	1,419	1,702	1,741	1,780	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818
内人件費	854	854	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096
収支(A-B)	126	120	▲ 53	▲ 10	33	75	68	60	53	46	39	32

② 定員充足率：90%，志願倍率：1倍

(単位:百万円)

	1年目	2年目	3年目 新学部設置	4年目	5年目	6年目 新学部完成	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	20年目	30年目
収入(A)	1,480	1,430	1,500	1,547	1,621	1,693	1,686	1,679	1,672	1,665	1,659	1,652	1,602	1,545
内運営交付金	676	648	670	692	727	760	754	747	739	732	726	720	669	612
支出(B)	1,402	1,385	1,655	1,680	1,715	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749
内人件費	854	854	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096
収支(A-B)	78	45	▲ 155	▲ 133	▲ 94	▲ 56	▲ 63	▲ 70	▲ 77	▲ 84	▲ 90	▲ 97	▲ 147	▲ 204

③ 定員充足率：110%，志願倍率：3倍

(単位:百万円)

	1年目	2年目	3年目 新学部設置	4年目	5年目	6年目 新学部完成	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	20年目	30年目
収入(A)	1,598	1,635	1,782	1,897	1,987	2,075	2,066	2,058	2,049	2,041	2,033	2,025	1,964	1,894
内運営交付金	720	734	790	845	888	929	920	912	903	895	887	879	818	748
支出(B)	1,436	1,453	1,750	1,802	1,845	1,887	1,887	1,887	1,887	1,887	1,887	1,887	1,887	1,887
内人件費	854	854	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096
収支(A-B)	162	182	32	95	142	188	179	171	162	154	146	138	77	7

- ◎公立化後12年目以降も同様の減少率を乗じて20年目、30年目の地方交付税単位費用を推計しており、特に、保健看護系の20年目、30年目の額を1年目と比べると、それぞれマイナス377千円（約22.6%減）、マイナス540千円（約32.4%減）となるなど、結果として相当厳しい単位費用の設定となっている。こうした厳しい条件設定に加え、人件費等の経費削減を一切見込んでいない試算の結果としては、定員充足率100%の場合、公立化後20年目で3千万円程、30年目には9千万円程の単年度赤字が見込まれるが、支出を20年目で約1.6%、30年目で約5.1%の削減が実施できれば収支は均衡する。
- ◎定員充足率90%の場合は、公立化後3年目以降継続して赤字となり、公立化後20年目で約1億5千万円、30年目で約2億円の単年度赤字が見込まれる。また、定員充足率110%の場合は、公立化後30年目も黒字を維持できる見込みである。なお、定員充足率110%を超えて学生確保している公立大学は、全国で複数見られ、公立大学全体の平均充足率についても100%を超えている。

○ 高等教育無償化と基準財政需要額の関係

令和2年度から高等教育無償化が実施されており、所得に応じた減免割合が設けられ、一定の上限額の範囲内で入学金、授業料が減免されている。公立大学、短期大学において適用される、減免割合別の減免上限額は次のとおりである。

(入学金) (単位:円)

区分	減免割合	減免上限額
大 学	3/3	282,000
	2/3	188,000
	1/3	94,000
短 大	3/3	169,200
	2/3	112,800
	1/3	56,400

(授業料) (単位:円)

区分	減免割合	減免上限額
大 学	3/3	535,800
	2/3	357,200
	1/3	178,600
短 大	3/3	390,000
	2/3	260,000
	1/3	130,000

高等教育無償化の実施に伴い、基準財政需要額の算定も変更され、これまでの学部系統別の算定に加えて、無償化の対象となる学生区分と該当する減免割合区分に応じた算定が別に設けられており、減免対象者が数名しかないような特殊な場合を除いて、減免対象者がいる場合には、理論上、基準財政需要額は増額となる。

仮に、極端な例ではあるが、旭川大学の既存学部の学生全員、及び公立化後新学部を含めた学生全員が3/3の減免適用となった場合における基準財政需要額と減免額の状況を試算してみたところ、理論値ベースという前提ではあるものの、基準財政需要額が減免額を下回ることはなかったことから、無償化に伴う費用に対して、市費を上乗せして負担するという状況は、現行制度の枠組では想定されないと考える。

6 目指す公立大学像

(1) 公立大学の理念案 【★附帯決議項目1関係】

公立大学の設置検討に関わる地域の現状

- 若者の市外への流出
- 福祉・看護分野などにおける人材不足
- 少子高齢化など顕在化する地域課題 など

本市を含めた地域を取り巻く豊かな環境

- 豊かな自然と調和した都市環境
- 多様な産業構造
- 充実した地域資源

本市における公立大学設置の意義

◇公立化により、地域の若者をはじめ全国からも若者が多く集まることで、地域の賑わい向上や活性化につなげる。

◇地域で活躍する人材を育成し、この地域への定着を図っていくことで、持続的なまちづくりを行う。

◇公立大学の設置により、まちの競争力や魅力が高まる。

公立大学の理念案

北の地で感性を磨き、人間力を高め、創造と実践で新たな時代を切り拓く
人材を育てるとともに、知の基盤として高みを目指し、地域を牽引する

— 公立大学の理念案の趣旨 —

【人材育成】

社会の流動性が高まり予測困難な時代において、幅広い学問を通じて見識を深め、人間性を豊かにし、力強く未来を切り拓くことができる実践力も兼ね備えた人材を養成する

【教育・研究機関】

社会ニーズを捉え新しいテーマや課題にチャレンジすることで、大学の存在価値を高め、常に学生を惹きつける教育・研究機関であり続ける

【地域貢献】

大学が有する知的資源により、様々な分野において課題解決を模索する関係機関等の活動を支え、地域に根ざし地域の発展に寄与する

◎公立大学設置に関わる本市における現状や取り巻く環境を踏まえた公立大学設置の意義をもとに、地域を牽引できる人材を育成し、地域の活性化に寄与できる公立大学を設置したいという市長の考えをはじめ、議会での議論も踏まえて、改めて上記のとおり「公立大学の理念案」として整理した。今後、公立大学設置が正式に決定された際には、開学前のできるだけ早期に、新学長候補者の意向や考え方も確認し、最終的な「公立大学の理念」を決定する予定である。

(2) 学部等の構成 【★附帯決議項目4関係】

○ 学部等の構成

学部学科名	
大学	経済学部 経営経済学科
	保健福祉学部 コミュニティ福祉学科, 保健看護学科
	地域創造デザイン学部 ものづくりデザイン学科, 地域社会デザイン学科 (公立大学開学の2年後に設置予定)
大学院	経済学研究科地域政策専攻
短期大学部	生活学科食物栄養専攻
	幼児教育学科

＜ 公立化に向けての既存学部の見直し等 ＞

- ・経済学部については、地域における実践的な学びに生かすことのできる経営学分野に重きを置くことを目指したカリキュラムの再編を検討
- ・短期大学部生活学科生活福祉専攻の廃止に伴い、保健福祉学部コミュニティ福祉学科における介護福祉士養成課程の導入可能性を検討

○ 地域創造デザイン学部の内容とカリキュラムの概要等

【地域創造デザイン学部の基本的な考え方】

市民の会から公立ものづくり大学の設置に関する要望書等が提出されたことを契機に、旭川大学からの公立化に係る要望書の提出も踏まえ、旭川大学を公立化するとともに、ものづくり系学部を新設することを前提に検討を行ってきた。

新学部については、地域の活性化につながるための学部として、地域や社会を牽引できる人材を養成することを念頭に、高度な情報化・価値観の多様化などにより正解のない不透明な現代において、これまでの常識にとらわれない新たな発想や考え方でよりよい社会や暮らしを創出していくために、現状を幅広く知り、見識を深めるとともに、課題解決の一手法であるデザイン思考を根底に置いた学びが有用であるとの考えに至り、市民の会、旭川大学、市の3者で方向性を共有した。

こうした経過を経て、新学部の名称を地域創造デザイン学部、ものづくりデザイン学科及び地域社会デザイン学科の2学科の構成とすることとし、デザイン思考を学部の柱にし、幅広い知識やIT技術を活用するとともに地域をフィールドとした実習などを通じて、更なる学びの深化や地域貢献にもつながることを想定している。

	ものづくりデザイン学科	地域社会デザイン学科
学科の内容	地域を活性化させる視点としてものづくりを中心に据え、付加価値の向上に加えて、新たなモノを産み出していくための実践的な学びを通じて、産業の活性化や生活の充実につながるモノをプロデュースできる人材を養成する。	地域が直面している様々な課題を見つけ、地域におけるより良い解決案を多様な人材と連携し、より具体的に提示するなどの実践的な学びを通じて、これからの地域をコーディネートできる人材を養成する。
定員	30人	50人
カリキュラムの体系 <small>※具体的な内容は次ページに記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・1・2年次は、地域産業や地域社会の現状、課題を認識するために、幅広い視野と創造的な発想を養うための基礎的なカリキュラムを学部共通で学ぶ。 ・1～3年次は、学科共通及び学科別の専門カリキュラムを学ぶ。 ・理論を補完し、実践力を更に高めるため、1年次から3年次までに、地域産業や地域社会の現場を実際に見て知り、現場を体験し、学生が現場と連携して課題解決を学ぶ学科の枠を超えた実習カリキュラムを段階別に学ぶ。 	
資格	簿記1級, 2級, 農業簿記検定, 中小企業診断士, 社会調査士, 色彩検定, プロダクトデザイン検定, TOEIC (一定点以上)	
卒業後の進路の想定	製造業(食品加工業, 家具など), 農林業, 情報産業, 研究機関, コンサルティング会社, 商社, 広告会社, 流通業, 起業家など	金融機関, 公務員, 商社, 観光産業, 商工団体, 農業団体, NPO, コンサルティング会社, イベント会社, 起業家など

○ 具体的な新学部・新学科のカリキュラムの内容

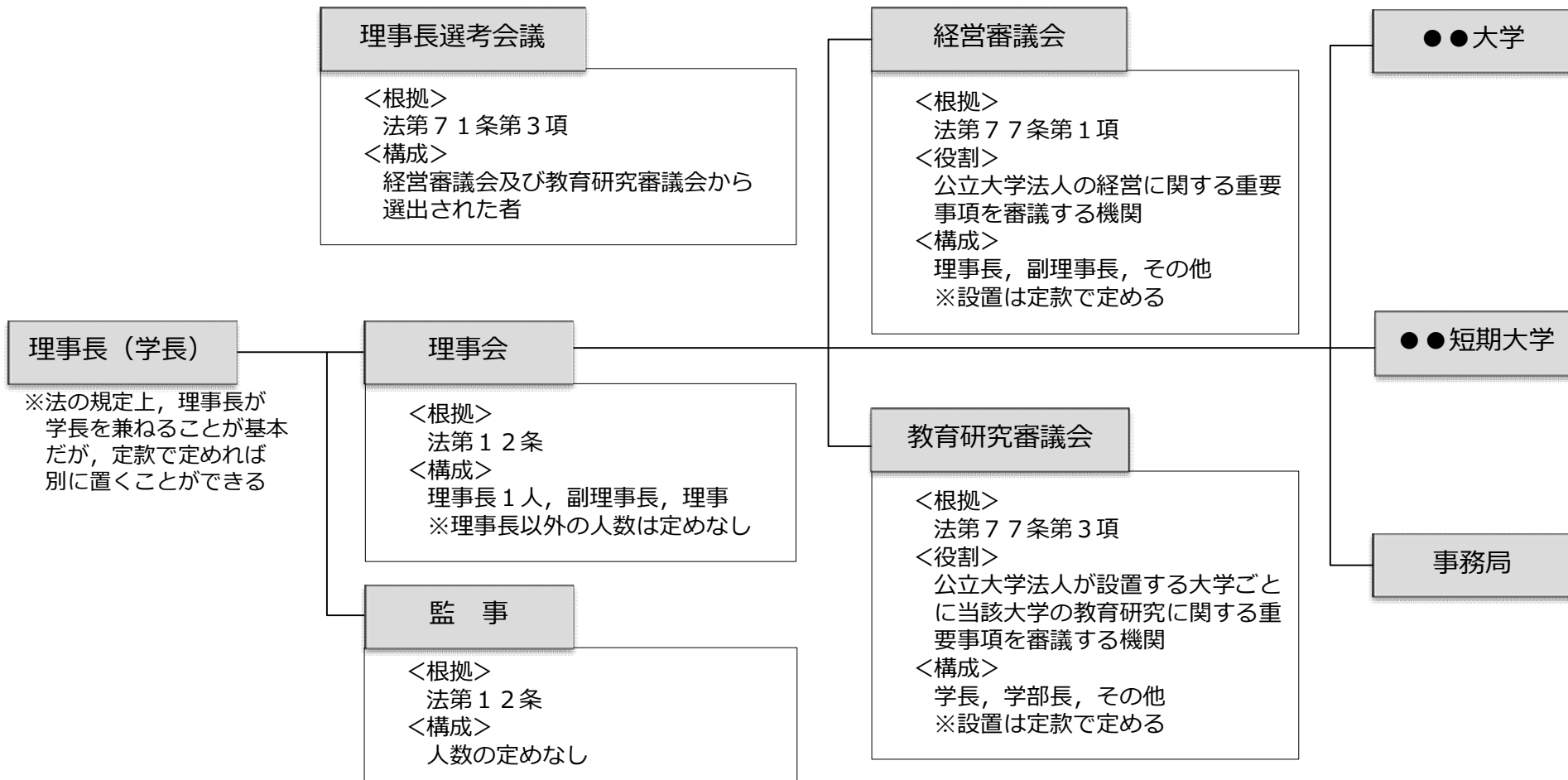
		1年次	2年次	3年次	4年次
講義 (演習含)	学科共通	<p>教 養</p> <p>哲学, 社会学, IT概論, 経済史概論, 経済学, 簿記論, 税法, ゲーム理論, 行動経済学, 心理学概論, 経済分析の基礎, 経営学概論, 金融論, 民法, 商法, 会社法, 国際法, 公共経済学, 実践英語など語学 北海道地誌, 日本と旭川の文学, アイヌと縄文文化, 地域社会学概論, 地域経済学 等</p>		<p>専 門 選 択</p> <p>ビジネスプランニング, 地域金融論 等</p>	論文指導等
		<p>専 門</p> <p>イノベーション理論, デザイン学, 発想・創造論, 表現論, 社会調査法, 統計学, 統計分析, デザインマネジメント, 広告メディア・コミュニケーション, マーケティング論, ブランディング論, 起業論, 企業経営論, 経営戦略論, 組織論 等</p>			
	学科別	<p>専 門</p> <p>○ものづくりデザイン学科 ⇒ 形態・色彩学, 風景と景観, 建築史, 人間工学, 生産・制作技術, 知的財産法, コンテンツプロデュース, 流通計画, プロダクトデザイン, 商品開発, デジタル技術, ウェブデザイン, 映像コンテンツ制作 等</p> <p>○地域社会デザイン学科 ⇒ 地方自治概論, コミュニティデザイン, 食資源と食文化, 食品産業論, 観光学, 観光経営論, 公共政策論, 地域経営論, NPO論, 地域交通システム論 等</p>			
実習	<p>1年次から3年次にかけて, 家具・デザイン, 農業・食品加工, 地域活動・まちづくり, 公務現場などを実習の分野として想定し, 集団実習や個別実習, 地域課題解決実習などを段階的に実施する。</p>				

※社会人の学び直しのニーズに対応するため, デザイン, マーケティング, 簿記などを学ぶことができる講座を設定することも検討する。

◎地域創造デザイン学部に対する考え方や学部・学科の内容・カリキュラムは, 三者協議の結果などを踏まえて現時点における概要として整理したものである。変化が激しく未来の予測が困難な時代においては, 自ら考え, 行動でき, さらに, 周囲に新たな影響を与えられるような人材が求められていると考えており, 幅広い学問を学ぶことに加え, 実践力を身に付けることを目指した学部としている。公立大学を設置する場合には, 開学の2年後に学部を新設するスケジュールとしており, 学生の確保の見通しや社会が求める人材像を踏まえながら, より魅力的な学部となるよう更なる詳細の整理について専門的な知見も活用しながら行う。

(3) 公立大学の運営体制 【★附帯決議項目2関係】

○ 組織体制 (想定)



※法 = 地方独立行政法人法

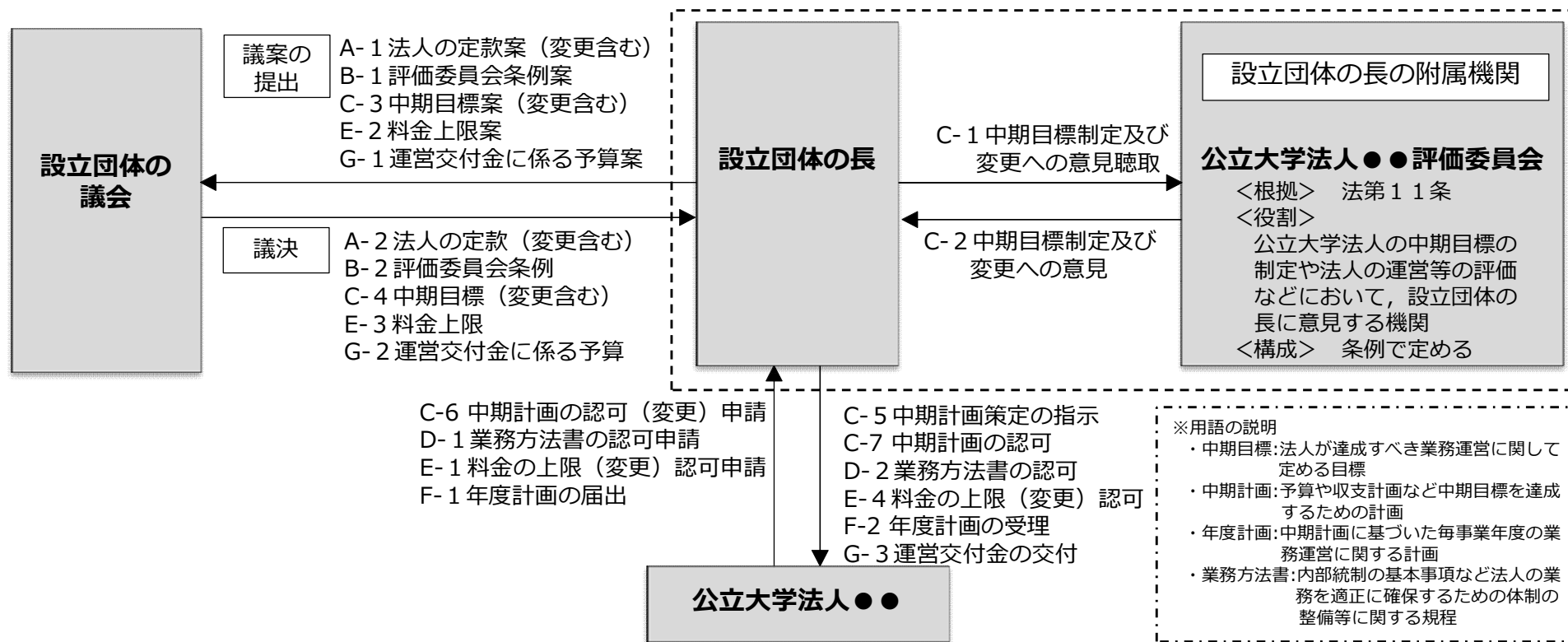
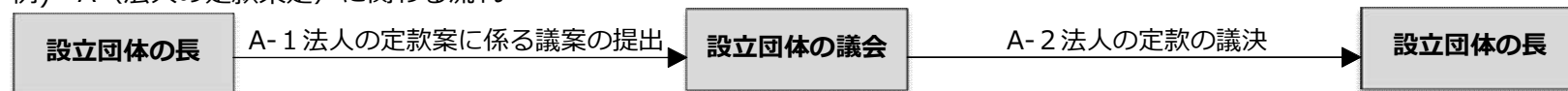
◎公立大学法人の組織体制は、上図のとおり、地方独立行政法人法に基づき定められている。また、理事等の人数については、定款で定めることになるため設置者に裁量があり、人選については理事長に裁量がある。

◎地方独立行政法人法において、公立大学運営に係る公立大学法人、設立団体の長、評価委員会、議会の関係性が定められており、公立大学法人設立時点、あるいは、設立後において、中期目標の制定や運営等の評価などに、それぞれが関わっていくこととなる。

○公立大学法人設立時点における公立大学法人、設立団体、議会の関係

※関連がある項目をアルファベットでグループ化し、各グループ内での手順を枝番号で示している。

例) A (法人の定款策定) に関わる流れ

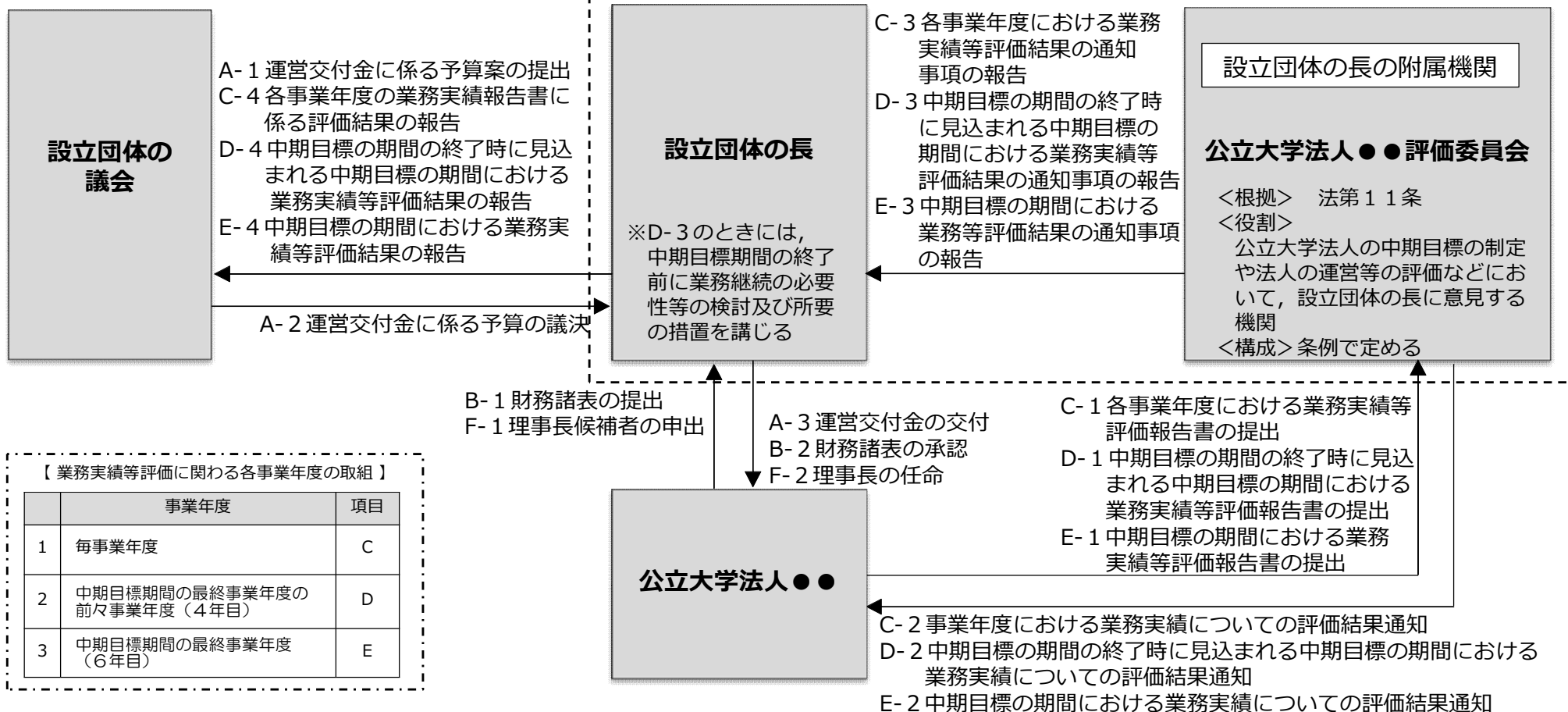


◎公立大学法人設立時点では、設立団体の長は、設立団体の議会に対して、法人の定款(A-1)や中期目標(C-3)、料金上限(E-2)などに関わる議案を提出し議決を得る必要がある。特に、中期計画(公立大学法人の業務運営に関する具体的な計画)の基となる中期目標については、設立団体の長、評価委員会、議会の3者が関わって制定することになる。

○ 公立大学法人設立後における公立大学法人，設立団体，議会の関係

※前ページと同様に，関連がある項目をアルファベットでグループ化し，各グループ内での手順を枝番号で示している。

なお，業務実績等評価に関わる取組(C・D・E)について，中期目標期間中の各事業年度で実施内容が異なることから，その違いを左下の囲みのとおり整理している。

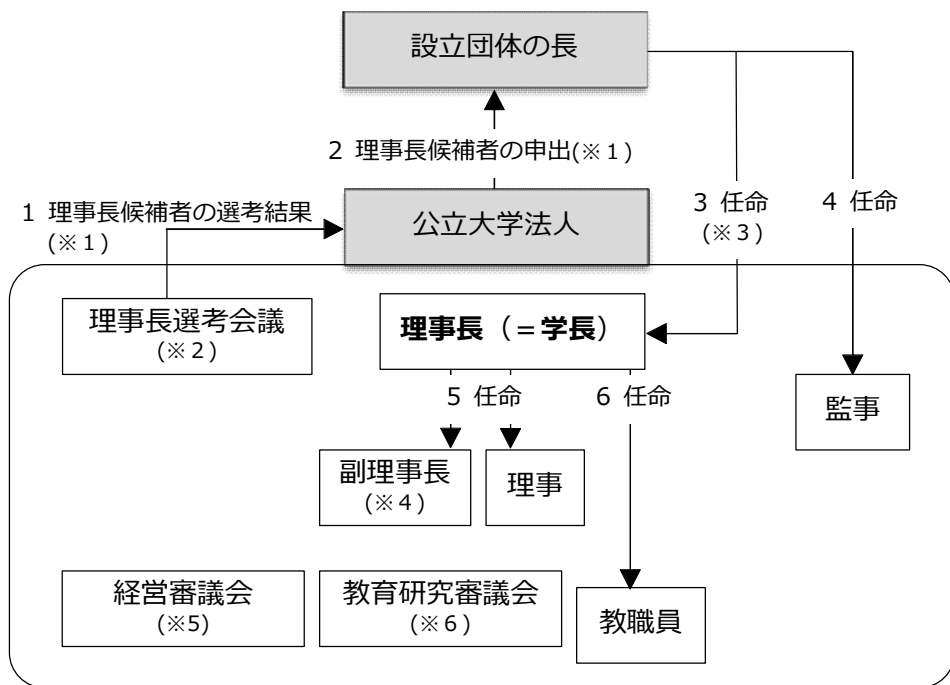


◎公立大学法人設立後は，設立団体の長が，毎年度，運営交付金予算案を設立団体の議会に提案(A-1)し，その議決を得ていくことになるほか，設立団体の長による公立大学法人の財務諸表の承認(B-2)，公立大学法人の事業実績等に関する評価委員会の評価(C-3・D-3・E-3)，設立団体の議会への評価報告等(C-4・D-4・E-4)を行うことになる。

◎設立団体の長は，中期目標の期間が終了する前に，公立大学法人の業務を継続する必要性などを評価委員会の意見を聴いて検討し，その結果に基づいた所要の措置を講ずることになっている。

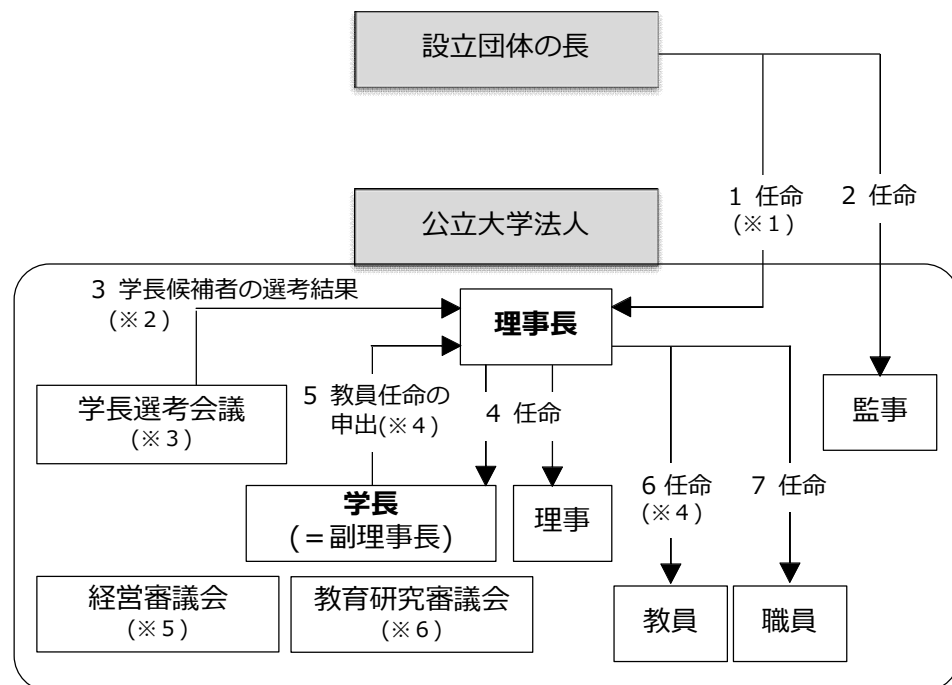
○ 公立大学法人の役職員の任命における設立団体との関係

理事長が学長を兼ねる公立大学法人の場合



- (※1) 公立大学法人成立後最初の任命のときは不要で、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命する。(法第72条第1項)
- (※2) 経営審議機関 (= 経営審議会) を構成する者の中から当該機関において選出された者及び教育研究審議機関 (= 教育研究審議会) を構成する者の中から当該機関において選出された者で構成される。(法第71条第4項)
- (※3) 市長が理事長を任命する前に候補者を議会に予め報告することを想定。
- (※4) 定款で置かないことができる。(法第12条)
- (※5) 理事長、副理事長その他の者により構成する。(法第77条第2項)
- (※6) 学長、学部長その他の者により構成する。(法第77条第4項)

理事長が学長を兼ねない公立大学法人の場合



- (※1) 市長が理事長を任命する前に候補者を議会に予め報告することを想定。
- (※2) 公立大学法人成立後最初の任命のときは不要で、定款で定めるところにより、理事長が任命する。(法第72条第2項)
- (※3) 経営審議機関 (= 経営審議会) を構成する者の中から当該機関において選出された者及び教育研究審議機関 (= 教育研究審議会) を構成する者の中から当該機関において選出された者で構成される。(法第71条第4項)
- (※4) 教員の免職、降任の場合も学長の申出に基づき理事長が行う。(法第73条)
- (※5) 理事長、副理事長その他の者により構成する。(法第77条第2項)
- (※6) 学長、学部長その他の者により構成する。(法第77条第4項)

- ◎理事長については、理事長が学長を兼ねる、兼ねないに関わらず、設立団体の長が任命する。
- ◎理事長が学長を兼ねない場合、学長の任命は理事長が行う。
- ◎理事長が学長を兼ねる場合の理事長の任命、理事長が学長を兼ねない場合の学長の任命については、それぞれにおける選考会議の選考を要するが公立大学法人成立後の最初の任命に限っては、いずれの場合も選考会議の選考は不要である。
- ◎理事については、理事長が任命する。

(4) 役員及び教職員の体制

○ 役員の体制 【★附帯決議項目5 関係】

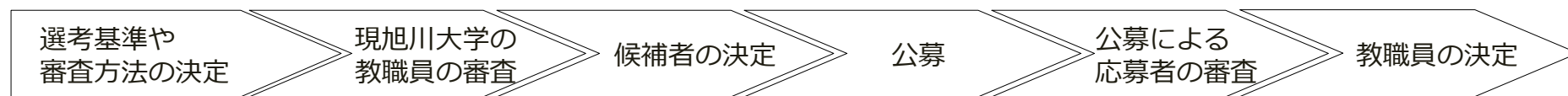
- ◎現学長・現理事長は、公立大学開学まで学校法人としての現在の立場のままであるが、公立大学設置後は直ちに、新学長・新理事長のもとで大学を運営することになり、公立大学開学の準備段階においても、新学長・新理事長が実質的な作業を担うことから、現学長・現理事長が、業務の引継ぎなどを除いて、大学の理念の決定のほか公立大学の設置に係る実質的な作業に直接的に関与することはない。
- ◎現理事は、基本的に法人分離後の学校法人の役員に就任することを想定しているが、公立大学法人との関わり方を踏まえて公立大学法人の理事に就任する場合も想定される。
- ◎公立大学法人には評議員制度はないため、現評議員は法人分離後の学校法人において引き続き就任することが想定される。

○ 教職員の体制 【★附帯決議項目6 関係】

新学長候補者などを構成員として、(仮称)教職員候補者選考会議を設置し、選考基準や審査方法の決定、審査の実施、公募の実施などを想定している。

<選考手続>

公立大学の理念のもと、新学長候補者などの意向を踏まえながら、現旭川大学の教職員の審査を実施し、不足が生じた場合、公募によって教職員を確保していくことを想定する。



<選考基準>

- ・教員：学位や論文、これまでの業績評価のほか、面接、小論文により採用の可否を判断する。
 - ・職員：面接等により採用の可否を判断する。
- ※対象：専任、再任用、特別任用を想定。非常勤・客員・臨時は、対象から除外。

- ◎教職員の選定に係る選考体制や評価基準などについて、上記のとおり整理しており、今後、公立大学を設置する場合には、国の設置基準に規定されている教員に関わる資格要件を踏まえながら、新学長候補者とともに、それぞれの審査項目を数値化し基準を設定した上で、採用の可否を判断し教員の体制を整えていくことになる。
- ◎職員については、新学長候補者などのもとで面接等により採用の可否を判断する。

(参考)大学及び短期大学における教員の資格

	大学設置基準上の教員資格に関する規定
教授	<p>第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
准教授	<p>第十五条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 前条各号のいずれかに該当する者二 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
講師	<p>第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
助教	<p>第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
助手	<p>第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

短期大学設置基準上の教員資格に関する規定

教授

- 第二十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
 - 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 - 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
 - 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあつては実際的な技術に秀でていと認められる者
 - 五 大学（短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
 - 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

准教授

- 第二十四条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
- 一 前条各号のいずれかに該当する者
 - 二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
 - 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - 四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

講師

- 第二十五条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 第二十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
 - 二 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

助教

- 第二十五条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
- 一 第二十三条各号又は第二十四条各号のいずれかに該当する者
 - 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - 三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

助手

- 第二十六条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(1) 学校法人旭川大学における法人分離後の高校等の運営等

○ 法人分離に伴う財産分与

※金額は令和元年度決算時点のもので整理しているため、今後、変更になる可能性がある。

括弧内の金額は、本年1月の総務常任委員会で報告した平成30年度決算時点に基づく金額を示している。

ア 学校法人旭川大学の金融資産の総額 = 25億8千万円(27億1千万円)

イ 公立化に伴い学校法人の退職金を精算するために必要な経費 = 4億3千万円(同額)

ウ 大学と短大における耐震化及び修繕等が必要な施設に係る工事費用 = 3億4千万円(同額)

【ウの内訳】

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 第1体育館(球技場)耐震補強工事 | ⑤ 立誠館(講堂)解体撤去工事 |
| ② 第1体育館(球技場)屋根防水・外壁補修工事 | ⑥ 北辰会館外壁補修・屋上防水工事 |
| ③ 第2体育館(武道場)耐震診断 | ⑦ 図書館外壁補修・屋上防水工事 |
| ④ 大学短大校舎の防火扉改修工事 | |

ア 学校法人旭川大学の金融資産	-	イ 退職金の精算に係る経費	-	ウ 必要な工事費用
= 25億8千万円 (27億1千万円)	-	4億3千万円 (同額)	-	3億4千万円 (同額)
= 18億1千万円 (19億4千万円)	→	公立化する大学・短大：約2億5千万円，高校・幼稚園・専門学校：約15億6千万円 (約3億円) (約16億4千万円)		

◎直近の決算額を踏まえた学校法人旭川大学が有する金融資産のうち、大学・短大に継承される資産は、施設の耐震化や補修に係る費用の約3億4千万円のほか、約2億5千万円を加えた約5億9千万円の予定であり、公立化後の当面の運営に支障は生じないものとする。また、高校等に継承される予定の金融資産は約15億6千万円であり、この内容については現学校法人の評議員会及び理事会においても確認・了承されている。なお、これらの金額は令和元年度決算時点の内容で整理しているため、今後の決算状況により変更が生じる可能性がある。

◎公立大学の開学に向けて生じる当面の費用としては、大学・短大の施設や土地等の資産評価や財務・人事システムの整備に伴う費用が発生するが、継承される資産のうち約2億5千万円の中で対応を予定する。

◎新設する地域創造デザイン学部の施設・設備等に要する費用については、現時点においてはトーマツが試算した約7億2千万円と想定しており、この部分については市の財政負担が生じる。

(2) 名寄市立大学との関係

○ 現旭川大学・同短期大学部と名寄市立大学との学部学科の比較

【現旭川大学・同短期大学部】

【名寄市立大学】

(単位：人)

学部学科名		一般入試		推薦入試		社会人	計		
		前期	後期		地域枠				
大 学	経済学部経営経済学科								
	保健福祉学部コミュニティ福祉学科	●	●	25	5	20	5	若干名	50
	保健福祉学部保健看護学科	●	●	25	5	20	5	若干名	50
短 大	生活学科食物栄養専攻	●	●	21	4	15	3	若干名	40
	幼児教育学科	●	●	25	5	20	5	若干名	50
	大学全体			96	19	75	18 (9.5%)	-	190

※点線で示している現旭川大学短期大学部の生活学科食物栄養専攻及び幼児教育学科と名寄市立大学の保健福祉学部栄養学科及び社会保育学科は、重複している状況にあるが、短大（2年制）と大学（4年制）の違いがある。

- ◎旭川大学と名寄市立大学とは、保健福祉系・看護系の学部が、また、旭川大学短期大学部と名寄市立大学とは、栄養系・幼児教育系の学部が重複している状況にあるが、平成30年度以降、西川市長は名寄市長と複数回面談している。
- ◎名寄市長からは、旭川大学の公立化を了承する回答を得られていないが、名寄市立大学への影響を極力抑えたいという思いを市長から名寄市長に伝えており、その手法として、入試日程の重複を避けることを検討していることを名寄市長に説明している。
- ◎現在、名寄市立大学では、福祉・看護・栄養・幼児教育の分野における人材を養成しているが、保健福祉関係の職種については、人材不足を解消するまでには至っていない状況にあることから、名寄市立大学とともに、旭川大学をベースとした公立大学を設置することにより、道北地域における人材不足の解消など地域の課題解決に向けて連携を図っていきたい。

(3) 今後のスケジュール

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公立大学の設置に係る取組	議会との関係		<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人の定款 ○学校法人より負担付の寄付受納 ○公立大学法人設立時の拠出財産 ○評価委員会設置条例 ○中期目標の設定 ○法人に係る重要な財産の決定及び取扱条例 ○法人が徴収する料金の上限 ○運営交付金に係る予算 	公立大学開学		
	国等への申請		<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人設立認可申請(市) ○設置者変更認可申請(市と現旭川大学) ○寄付行為変更申請(現旭川大学) ○名称変更届出 			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学移行に向けた体制の強化 ○新学長・新理事長候補者の決定 ○人事給与、運営体制、教育課程の整理 ○現旭川大学に在籍する教職員の体制づくりに向けた準備 ○現旭川大学の資産評価の準備 ○人事・財務システムの整備の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○現旭川大学に在籍する教職員の体制づくり ○現旭川大学の資産評価の実施 ○人事・財務システムの整備 			
新学部に係る取組	国等への申請			<ul style="list-style-type: none"> ○国への事前相談(6月～1月) ○学部設置認可申請(~3月) 	○認可(8月)	新学部設置
	その他	○事務的な検討の継続	<ul style="list-style-type: none"> ○設置構想案策定 ○講堂の解体・撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎の整備 ○教職員の確保 	○校舎の整備	

◎公立大学の設置が決定した際には、令和5年度の公立大学設置、令和7年度の新学部設置に向けて準備を進めていく予定である。

8 おわりに

東海大学旭川キャンパスの閉校をきっかけに、平成23年に旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会が設立され、その後、平成28年の旭川大学からの要望を契機に旭川大学をベースとした公立大学の設置検討を行ってきたから、4年半が経過している。

これまで市議会においては、旭川大学の市立化等調査特別委員会が設置されるなど、公立大学の理念や運営収支をはじめとする様々な視点からの質疑があり、令和2年第1回定例会においては公立大学設置準備に要する予算を提案するに至ったところである。しかしながら、関連予算は可決されたものの、その執行に当たっては6項目の附帯決議が付せられるなど、市議会の理解を得られたとは言えない状況であり、その背景には、18歳人口のさらなる減少により学生確保が困難となり、結果として大学運営が厳しくなることで、多額の市の財政負担が生じることへの懸念も大きな要素と認識している。

今回、20年、30年後の不透明さという制約がある中で、改めて複数の定員充足率による運営収支を試算した結果としては、定員をしっかりと確保することができれば、大学運営は何とか維持できるものと考えているが、公立化がゴールということではなく、大学自身の不断の努力と設置自治体としての積極的な関わりが必要である。

本市は30万人を超える人口を有しているが、同じ規模の他の都市と比較すると決して若者が多く留まっているまちではないということを確認した上で、まちづくりを考えていく必要がある。旭川大学をベースとした公立大学の設置により、多くの若者にとって進学先の選択肢につなげていくとともに、地域や社会が必要とする人材を育成しながら、市外に流出する若者が少しでも抑制され、まちが賑わっていくことを期待しているが、こうした期待は、旭川大学というベースがあって期待できるものであり、公立化しながら旭川大学の価値を更に高めていくことは、財政基盤が弱い本市がとり得る手法としては最良のものとして認識している。一方、現旭川大学は、多くの地域の若者が入学し、多くの卒業生が地域に定着している状況にあるため、公立化後もこうした状況が継続するとは言い切れないが、公立化により安定的に大学運営を行いながら、一定数の地域の若者が入学できる仕組みを用意するとともに、卒業生の地域への定着も併せて促す取組も行っていくことが求められる。

本資料は、附帯決議の項目以外にも、検討経過や公立大学の設置の意義などを改めて整理しまとめたものだが、旭川大学をベースとした公立大学の設置について、より多くの方々の理解が得られることを期待している。

